様式第１号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名

富士の介生産拡大支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、富士の介生産拡大支援事業費補助金交付要綱第３条第１項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、事業実施計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

１　交付申請額　　　金　　　　　　円

２　添付書類

（１）（別紙）事業実施計画書及び誓約書

（２）その他、知事が必要と認める資料

※　押印省略可

（添付様式第１号）

富士の介生産拡大支援事業実施計画（報告）書

１　事業の目的

２　事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施内容 | 備　　考 |
|  |  |

３ 経費の配分及び負担区分

　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 総事業費  (A)＋(B) | 負 担 区 分 | | 備　考 |
|  | 県　費  (A) | その他  (B) |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

４ 収支予算（又は収支精算）

1. 収入の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額  (本年度精算額) | 備　考 |
|
| １　県補助金  ２　その他 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

1. 支出の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 本年度予算額  (本年度精算額) | 備　考 |
|
|  |  |  |
| 計 |  |  |

５ 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

（添付様式第２号）

誓　　　　約　　　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１） 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２） 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

２　１の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　〔 法人、団体にあっては事務所所在地 〕

住　　所

　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 〔 社印または代表者印 〕

（ふりがな）

法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

（ふりがな）

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞（男・女）

生年月日（大正・昭和・平成・令和）　　　年　　月　　日

様式第２号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（申請者）殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

富士の介生産拡大支援事業費補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった富士の介生産拡大支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）第５条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第７条の規定により通知する。

１　補助金の交付の対象となる事業は、令和　年　月　日付けで申請のあった富士の介生産拡大支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費　金　　　　　　円

補助金の交付決定額　　金　　　　　　円

３　補助事業の期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

４　補助金の交付の条件は次のとおりとする。

（１）補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア　補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（３）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

５　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

（１）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

　　ア　補助金の他の用途への使用をしたとき

イ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ　補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

（２）補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（３）交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（４）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95％の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

６　補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

７　補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和８年２月１０日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

８　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

様式第３号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名

富士の介生産拡大支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、富士の介生産拡大支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、申請します。

１　変更（中止・廃止）の理由

２　変更（中止・廃止）の内容

※　変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

※　押印省略可

様式第４号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名

富士の介生産拡大支援事業費補助金事前着手届

富士の介生産拡大支援事業費補助金について、次の条件を了承のうえ交付決定前に着手したいので、同補助金交付要綱第６条第２項の規定により提出します。

１　事前着手する内容

２　事前着手の理由

３　着手及び完了年月日

　　着手予定日　　令和　　年　　月　　日

完了予定日　　令和　　年　　月　　日

（別記条件）

　　ア　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。

　　イ　補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

　　ウ　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

※　押印省略可

様式第５号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名

富士の介生産拡大支援事業費補助金実績報告書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあったこのことについて、富士の介生産拡大支援事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　事業報告書（別紙計画書に準ずる）

２　その他添付書類

３　支払の方法

（１）現　　金　　指定金融機関名

（２）口座振替　　振替先銀行名　　　　　　　　　　　預金種別（当座・普通）

　　　　　　　　口座名　　　　　　　　　　　No.

※　押印省略可

様式第６号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名

富士の介生産拡大支援事業費補助金概算払請求書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあったこのことについて、富士の介生産拡大支援事業費補助金交付要綱第９条第４項の規定により、次のとおり概算払の請求をいたします。

記

１　概算払請求額　　　金　　　　　　円

２　内　　　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額  ① | 既概算交付額  ② | 差　引　額  ①－②＝③ | 今回概算請求額  ④ | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |

３　概算払い請求の理由

４　支払の方法

（１）現　　金　　指定金融機関名

（２）口座振替　　振替先銀行名　　　　　　　　　　　預金種別（当座・普通）

　　　　　　　口座名　　　　　　　　　　　No.

※　押印省略可

様式第７号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名

財産処分承認申請書

富士の介生産拡大支援事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、申請します。

１　処分しようとする財産の明細

２　処分の内容

３　処分しようとする理由

４　その他必要な書類

※　押印省略可

様式第８号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名

富士の介生産拡大支援事業費補助金消費税及び地方消費税に

係る仕入れ控除税額の確定報告書

　　　年　　月　　日付け第　　号で交付決定のあった富士の介生産拡大支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第１４条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　補助金額　　　　　　　金　　　　　　　　円

　 （令和　　年　　月　　日付け　　第　　号による額の確定通知額）

２ 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（Ａ）

金　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（Ｂ）　　　　　　金　　　　　　　　円

４ 補助金返還額（Ｂ－Ａ）金　　　　　　　　円

* 返還額に係る積算の内訳等、参考となる資料を添付すること。

※　押印省略可

様式第９号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（申請者）殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

富士の介生産拡大支援事業費補助金額の確定通知書

富士の介生産拡大支援事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第１３条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額　　　　金　　　　　　　円

概算払済み額　金　　　　　　　円

精算払額　　　金　　　　　　　円

返納額　　　　金　　　　　　　円